

こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金 交付要綱

制定 令和 6 年 7 月 5 日付 6 デ戦戦第 119 号
改正 令和 6 年 10 月 24 日付 6 デ戦戦第 273 号

(通則)

第 1 条 こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業実施要綱（令和 6 年 7 月 5 日付 6 デ戦戦第 118 号）に基づき、都内に開設する健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し、マイナンバーカードを公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするために実施する PMH（Public Medical Hub）接続に必要なシステム改修等に係る費用の一部を補助することで、公費負担医療及び地方単独医療費助成のオンライン資格確認の導入に向けた取組を推進し、都民及び保険医療機関等の利便性向上を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

第 3 条 交付対象事業は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が定めた「保険医療機関等向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領（医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業）」（以下「要領」という。）の第 3 「補助対象事業」の 1 及び 2 に規定する事業のうち、医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療機関等において、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセプトコンピューター（以下「レセコン」という。）の改修に係る事業とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、都内に開設している保険医療機関等のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 医療保険においてオンライン資格確認を実施可能な体制を整えている保険医療

機関等において、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセコンの改修を完了していること。

(2) 要領の第3「補助対象事業」の1又は2に規定する事業を実施し、基金から要領の第8「交付等の決定及び通知」に規定する「決定通知書」を受領していること。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（交付額の算定方法）

第5条 交付額の算定方法は、以下のとおりとする。

(1) 保険医療機関等のうち医療法（昭和23年法第205号）第1条の5第1項に規定する病院における第3条の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(2) 保険医療機関等のうち医療法第1条の5第2項に規定する診療所及び健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局の第3条の事業に係る補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

(3) 交付額は、第3条に係る総事業費に、別表1及び2の補助率に定める率を乗じて算定した額と、別表1及び2の補助限度額を比較して少ない額とする。（千円未満の端数は、切り捨てる。）

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に、交付対象事業ごとに次に掲げる書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）が別に定める期日までに交付申請及び実績報告（以下「交付申請等」という。）を行うものとする。

(1) 領収書の写し

(2) 要領の第7「申請手続き」の2に規定する「領収書内訳書」の写し

(3) 要領の第8「交付等の決定及び通知」に規定する「決定通知書」の写し

(4) 要領の第7「申請手続き」の2に規定する「補助金チェックシート」の写し

(5) その他知事が必要と認めるもの

2 対象保険医療機関等が前項の申請を行う場合は、第3条の事業の完了後に行うものとする。

3 医療法人や大型チェーン薬局など複数の対象保険医療機関等から構成される組織

の代表者は、同組織に属する複数の保険医療機関等の第1項に係る申請を、一括して行うことができるものとする。申請を一括して行おうとするときは、一括申請別記第1号様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請等があり、当該申請等の内容を適正と認めたときは、補助金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1 公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認の実施

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できる環境を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。

2 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- （1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

3 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

4 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は11の（2）における処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

5 知事は、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、経理状況その他必要な事項について、現地調査により検査し、又は報告を徴することができる。

6 是正のための措置

知事は、5の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

7 決定の取消

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使人又は他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - エ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (2) 知事は、本要綱に定める補助金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、第7条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

8 補助金の返還

- (1) 知事は、7の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- (2) 第7条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

9 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が7の(1)の規定により補助金の交付の決定の全部または一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納

付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- (4) (2)の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

10 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

11 財産処分の制限

- (1) 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具、他の財産については、次号に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 前号による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)及び減価償却資産の耐用年数用に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定により定められた期間とする。
- (3) (1)の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、補助金の額の確定後、補助金を速やかに交付するものとする。

なお、申請等に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかつたときは、当該申請等が

取り下げられたものとみなす。

(補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第 10 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第 2 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(事業成果の公表等)

第 11 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業の取組等について、隨時報告を求め、必要に応じて助言を行うほか、補助事業者名、取組内容等を公表することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、デジタルサービス局長が別に定める。

附 則（令和 6 年 7 月 5 日付 6 デ戦戦第 119 号）

この要綱は、令和 6 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 24 日付 6 デ戦戦第 273 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

(別表 1) 病院

対象事業	補助率	補助限度額
第3条の事業	1／4	補助限度額は、14.1万円まで（56.6万円に左欄の補助率を乗じた額）

(別表 2) 診療所、薬局

対象事業	補助率	補助限度額
第3条の事業	1／4	補助限度額は、1.8万円まで（7.3万円に左欄の補助率を乗じた額）

※金額はいずれも税込み。

別記第1号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

保健医療機関等名称
開設者氏名
所在地〒
電話番号

こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金
交付申請書兼実績報告書

こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金として、下記のとおり交付申請及び実績報告します。

記

- 1 交付申請及び実績報告額（詳細は、別記第1号様式別紙1のとおり。）

補助金申請額の総合計額	円
-------------	---

- 2 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が定めた「保険医療機関等向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領（医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業）」（以下「要領」という。）の第7「申請手続き」の2に規定する「領収書内訳書」の写し
- (3) 要領の第8「交付等の決定及び通知」に規定する「決定通知書」の写し
- (4) 要領の第7「申請手続き」の2に規定する「補助金チェックシート」の写し

- 3 誓約事項（誓約事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/>	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
--------------------------	---

- 4 支払金口座振替依頼

東京都から支給されるこども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金は下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

金融機関名	支店名	預金種別（普通・当座・貯蓄）
金融機関コード	店舗コード	口座番号
フリガナ		
口座名義		

- 5 連絡先

担当部署	担当者名	連絡先電話番号	メールアドレス

一括申請別記第1号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

法 人 名 称
代 表 者 氏 名
所 在 地 〒

電 話 番 号 _____

こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金
交付申請書兼実績報告書

こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金として、「こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金交付要綱」第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり別添の保険医療機関等の申請を取りまとめ、個々の保険医療機関等に代わり交付申請及び実績報告します。

記

1 交付申請及び実績報告額

(別記第1号様式別紙1に記載した保健医療機関等の補助金申請額の総合計額を記載してください。)

補助金申請額の総合計額	円
-------------	---

2 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が定めた「保険医療機関等向け社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領（医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業）」（以下「要領」という。）の第7「申請手続き」の2に規定する「領収書内訳書」の写し
- (3) 要領の第8「交付等の決定及び通知」に規定する「決定通知書」の写し
- (4) 要領の第7「申請手続き」の2に規定する「補助金チェックシート」の写し

3 誓約事項（誓約事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/>	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
--------------------------	---

4 支払金口座振替依頼

東京都から支給されるこども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金は下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

金融機関名	支店名	預金種別（普通・当座・貯蓄）
金融機関コード	店舗コード	口座番号
フリガナ		
口座名義		

5 連絡先

担当部署	担当者名	連絡先電話番号	メールアドレス

別記第2号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

開設者所在地：

開設者名称：

代表者職氏名：

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 デ戦 戦 第 号により交付決定があつたこどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金について、次のとおり報告する。

1 こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定による補助金の額の確定額

	金	円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要返納相当額)	金	円

3 記載内容を確認するための添付書類